

定年に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都バレーボール協会（以下「この法人」という。）の役員、委員会委員の定年に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、定款第14条に定める評議員及び第29条に定める会長、副会長を除き、理事及び監事をいう。

2 この規程において委員会委員とは、定款第48条に定める委員会委員をいう。

(定年)

第3条 役員及び委員会委員は、選任基準日においてその年齢が70歳未満でなければならない。

2 役員及び委員会委員の選任基準日は、選任が行われた日の属する月の末日とする。

(役員及び委員会委員の任期)

第4条 役員の任期は、定款第16条及び第34条の定めによる。

2 委員会委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された委員会委員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。また、任期の満了により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお委員会委員としての権利義務を有する。

(退任)

第5条 役員及び委員会委員が任期の途中において70歳を迎えた場合、その役員及び委員会委員は任期が満了するまでは役員及び委員会委員として在任し、任期満了をもって退任する。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

1 この規程は、公益財団法人東京都バレーボール協会の設立の登記の日（2012年4月1日）から施行する。

2 この規程の変更は2017年6月21日から施行する。